

# 製造業の事故による損害額の算定方法について ー損害保険の見地よりー

2017年8月7日

マーシュブローカー ジャパン株式会社 高尾 義行

# 1. 事故損害に係る保険業界の役割

## (1) 保険契約に基づく損害の査定(クレーム処理)と支払

### ー リスク移転の結果

#### プレイヤー

保険会社: クレーム担当、損害鑑定人<sup>1)</sup>、公認会計士、(弁護士)

再保険会社<sup>2)</sup>: クレーム担当、ロスアジャスター、CPA/ Forensic Accountant

保険ブローカー(保険仲立人)<sup>2)</sup>: クレーム担当

## (2) 損害防止(事故の未然防止と損害拡大防止)の支援、推定最大損害額の算出

### ー リスク軽減の促進

#### プレイヤー

保険会社、再保険会社、保険ブローカーのリスクエンジニア

注1) 日本損害保険協会が認定する民間資格

注2) 保険ブローカーの仲介等による再保険マーケットとの契約がある場合

## 2. 対象となる価額(保険金額)

### (1) 財物 (PD: Property Damage)

保険契約時に以下の何れかを選択(特定の対象のみ新価、時価とするケースもあり)

#### ① 時価

経年減価した現在の価値

復旧により価値増が認められる場合には、復旧費用から償却相当分を控除

#### ② 新価

再調達価額

### (2) 営業損失(逸失利益、機会損失) (BI: Business Interruption)

一般に次の①のみ、又は①+②を選択

#### ① 経常費

営業が阻害されても罹災前と変わらず発生する費用(固定費)

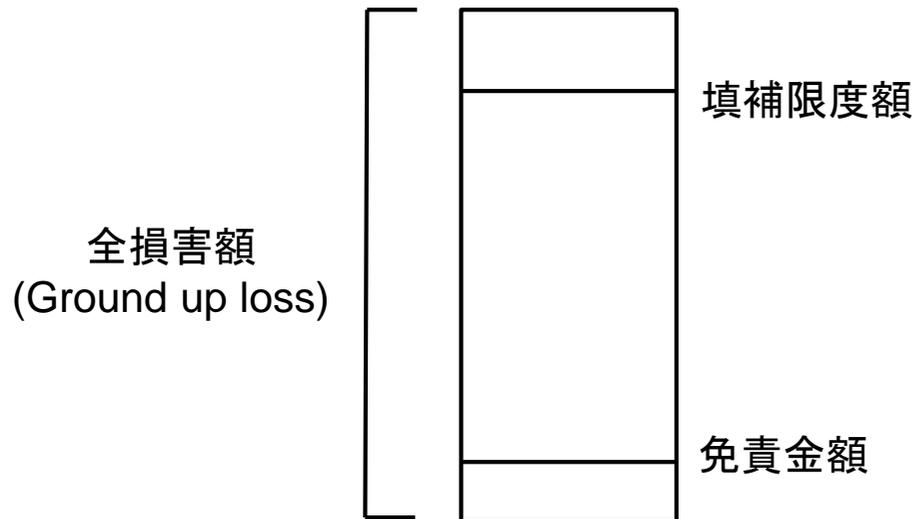
#### ② 営業損失

営業が阻害された結果、得られなくなった営業利益

## 2. 対象となる価額(保険金額)

### (3) 填補限度額と免責金額

- ・企業の財務体質、保険政策から填補限度額と免責金額を決定
- ・填補限度額を超える部分、免責金額内は自家保険



### 3. 火災・爆発による財物損害と付帯的な支出

損害と付帯的な支出	対応する保険金 (火災保険、企業財産包括保険)
① 罹災設備、プラント等の修理、更新に要する費用	・ 損害保険金
② 消火薬剤等の再取得費用、消火活動に使用し損傷した物の再取得費用	・ 損害防止費用保険金
③ 罹災した残存物の取片付に必要な費用	・ 残存物取片づけ費用保険金
④ 事故原因の調査費用	・ 修理付帯費用保険金
⑤ 損害範囲を確定するために要する調査費用	
⑥ 設備、プラント等の再稼働に要する点検、試運転費用	
⑦ 仮修理費用	
⑧ 仮設物の設置、撤去費用	
⑨ 復旧を急ぐための協力会社等の割増料金	
⑩ 緊急停止に伴う損害	
⑪ 再調達価額と保険時価との差額	時価で付保している場合、対象外

## 4. 機械類の損壊による財物損害と付帯的な支出

損害と付帯的な支出	対応する保険金 (機械保険、企業財産包括保険)
① 損傷設備の修理、更新に要する費用	・ 損害保険金
② 損傷部位残存物の取片付に必要な費用	・ 残存物取片づけ費用保険金
③ 事故原因の調査費用	・ 修理付帯費用保険金
④ 損害範囲を確定するために要する調査費用	
⑤ 設備の再稼働に要する点検、試運転費用	
⑥ 仮修理費用	
⑦ 仮設物の設置、撤去費用	
⑧ 復旧を急ぐための協力会社等の割増賃金	
⑨ 緊急停止に伴う損害	・ 緊急停止損害担保特約に基づく保険金
⑩ 再調達価額と保険時価との差額	時価で付保している場合、対象外

## 5. 財物損害事故に起因する営業(機会)損失と付帯的な支出

損失と付帯的な支出	対応する保険金 (利益保険、企業財産包括保険)
① 生産減少額(生産計画と対比)	・ 利益保険金(経常費のみ、又は経常費+営業利益)
② 生産減少防止のための中間製品等の外部からの購入費用、自社他工場からの転送費用	・ 収益減少防止費用保険金 (生産高の減少を防ぐために必要な費用のうち、通常要する費用を超える金額。生産減少防止効果の範囲内で填補)
③ 原単位悪化に係る費用(減量運転可能な場合)	
④ その他生産減少防止のために講じる対策の費用	

\* 営業が阻害された結果、支出を免れた経常費は保険金より控除

## 6. 製造業の事故に起因するその他の損害

### (1) 保険で填補可能な損害

- ① 火災・爆発、構造物損壊等による第三者の身体、財物損害（施設賠償）
- ② 公共水域への油流出に伴う回収・清掃費用、第三者被害（油濁賠償）

### (2) 通常、保険で填補されない損害

- ① 風評被害による売上減
- ② 行政当局への対応費用
- ③ 物理的に稼働可能な状態に復旧しても、製造設備の使用停止命令が解除されない場合の機会損失
- ④ 従業員の事故対応に係る時間外手当

# Disclaimer

The information contained in this publication is based on sources we believe reliable, but we do not guarantee its accuracy. It provides only a general overview of subjects covered, is not intended to be taken as advice regarding any individual situation or as legal, tax, or accounting advice and should not be relied upon as such. Recipients of this publication should consult their own insurance, legal, and other advisors regarding specific coverage and other issues. All insurance coverage is subject to the terms, conditions, and exclusions of the applicable individual policies. The hypothetical case studies or claims scenarios contained herein, if any, are for illustrative purposes only and should not be relied upon as governing any specific facts or circumstances. All policy terms, conditions, limits, and exclusions are subject to individual underwriting review and are subject to change. Likewise, actual claims are governed by the specific policy terms, conditions, limits, and exclusions and are subject to individual claims review by applicable insurer representatives.

We cannot provide any assurance that insurance can be obtained for any particular client or for any particular risk.

This document or any portion of the information it contains may not be disclosed, copied or reproduced in any form without the permission from us.

本書に記載の情報は、信頼に値すると弊社が信ずる情報源に基づくものでありますが、弊社はその正確性につき何ら保証するものではありません。本書に記載の情報は、取り扱われている主題に関して概観をご理解頂くためにのみ提供されるものであり、個別の状況に対する助言として理解されまたそのように依拠されるべきものではありません。また、法務上、税務上もしくは会計上の助言として理解されまたはそのように依拠されるべきものでもありません。本情報をお読みの皆様におかれては、特定の保険の補償内容およびその他の個別の問題については、各自で保険、法律、税務、会計その他の専門家・アドバイザーに照会頂く必要があります。保険の補償内容は個別の契約条項や免責条項等によって異なります。本書に仮定の設例または保険金請求事例が含まれている場合、かかる設例等は例示のためにのみ記載されているものであり、特定の事実や状況に当てはめて依拠されるべきものではありません。保険契約の条項、限度額および免責条項等は個別の引受査定により異なり、また改定されることがあります。同様に、実際の保険金請求は個別の契約条項、限度額および免責条項等の適用を受けるとともに、保険会社による個別の支払査定によりその結果が異なります。弊社は、特定のお客様または特定のリスクについて適切な保険が入手可能であるかどうかの保証をするものではありません。

本書の全部または一部の無断開示・複写・複製・転載等を禁じます。

Copyright © 2017 Marsh LLC/Marsh Japan Inc./Marsh Broker Japan Inc. All rights reserved.

